24　複数の資産を裏付けとする資産（いわゆるファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—								
25　経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—								
26　他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—								
合計（信用リスク・アセットの額）	—								

(注)

1　「12　法人等向け」について100%のリスク・ウェイトを用いる特例の利用状況：［　　］（利用していない＝0、利用している＝1）

2　標準的手法を適用する部分において適格金融資産担保付取引（信用リスク関連）に用いるリスク削減手法：［　　］（用いない＝0、簡便手法＝1、包括的手法＝2）

上記において包括的手法（＝2）を使用する場合のボラティリティ調整率の種類：［　　］（標準的ボラティリティ調整率＝1、自組合推計ボラティリティ調整率＝2）

3　法的に有効な相対ネッティング契約下にあるレポ形式の取引に用いるリスク削減手法：［　　］（エクスポージャー変動額推計モデルを用いない場合＝0、用いる場合＝1）

（記載上の注意）

1　本表は信用リスク・アセットの額の算出対象となる資産項目について記載するものであり、自己資本控除とする項目は記載しない。

2　本表における「資産の額」は、個別貸倒引当金に相当する額及び部分直接償却額控除後の金額とする。

3　「資産の額」については、その損益又は評価差額が評価・換算差額等の項目として計上される資産の場合は、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額を記載する。

4　保証等による信用リスク削減効果を適用する場合は、「信用リスク削減効果適用後の信用リスク・アセットの額」は、原債務者の項目として記載する（保証人等の項目としては記載しない。）。

5　ローン・パーティシペーション取引において参加利益を購入した場合は、原債務者の項目として適用されるリスク・ウェイト（原債務者と原債権者のリスク・ウェイトの合算）を記載する。

6　「リスク・ウェイトの加重平均値（%）」は、除算をした上、四捨五入により整数で記載する（除算の分母が零である場合は、記載せずに空欄とする。）。

7　「11　金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」のうち第一種金融商品取引業者は、バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準の適用を受ける第一種金融商品取引業者及び経営管理会社とする。

8　「12　法人等向け」には、「13　中小企業等向け及び個人向け」として区分したエクスポージャーを重複して記載しない。

9　「13　中小企業等向け及び個人向け」には、リスク・ウェイトを75%としたエクスポージャーのみを記載する。

10　「16　三月以上延滞等」には、3月以上延滞した者に係るエクスポージャー及び引当割合勘案前の段階でリスク・ウェイトが150%となるエクスポージャーを記載する。なお、これに該当するエクスポージャーは他の項目に重複して記載しない。

11　「18　信用保証協会等による保証付」は、信用保証協会、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャーとする。

12　「19　株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付」は、株式会社地域経済活性化支援機構又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構により保証されたエクスポージャーとする。

13　「（うち右記以外のエクスポージャー）」には、「1　現金」から「20　出資等」までの項目並びに「21　上記以外」の項目のうち「（うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）」、「（うち農林中央金庫の対象普通出資等に係るエクスポージャー）」及び「（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）」の項目に該当しないエクスポージャーの額を記載する。

14　「24　複数の資産を裏付けとする資産（いわゆるファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産」として区分したエクスポージャーは、他の項目に重複して記載しない。

15　「25　経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額」には、土地再評価差額金に係る経過措置を適用する場合における、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るリスク・アセットの額及び調整項目に係る経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入された額の合計額を記載する。

16　「26　他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）」には、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットに算入されなかった額（減算された額）を記載する。

17　遡及適用又は誤謬（びゅう）の訂正により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

（付表2）オフ・バランス取引等項目の信用リスク・アセット残高内訳表　　（単位：百万円）

項目	掛目（%）	当期末			前期末		
		信用リスク削減効果適用前		信用リスク削減効果適用後	信用リスク削減効果適用前		信用リスク削減効果適用後
		簿価又は想定元本額	与信相当額	信用リスク・アセットの額	簿価又は想定元本額	与信相当額	信用リスク・アセットの額
1　任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	0						
2　原契約期間が1年以下のコミットメント	20						
3　短期の貿易関連偶発債務	20						